喜多方市弁護士法律相談業務実施要綱

令和５年４月１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、市民の日常生活において起こる問題、紛争等のうち、その解決に法律の知識を要するものについて、弁護士による適切な指導及び助言を受けるための相談（以下「法律相談」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（弁護士）

第２条　法律相談を担当する弁護士は、市と法律相談業務委託契約を締結した福島県弁護士会に所属する弁護士とする。

（対象者）

第３条　法律相談を利用することができる者は、市内に住所を有する者であって、当該法律相談に係る事案の当事者とする。

（法律相談の内容等）

第４条法律相談において取り扱う事項は、財産、契約、消費貸借、賃貸借、消費者被害、損害賠償、離婚、相続、労働その他日常生活に関する問題及び紛争並びに刑事事件に関する問題等であって、その解決に弁護士の専門的な助言を必要とするものとする。ただし、営利を目的としたもの又は裁判所において係争中のものを除く。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、市と利益相反になる可能性のある事案のときは、これに応じないことができる。

（相談時間及び利用回数）

第５条　法律相談の時間は、入退室時間を含めて、１回につき30分以内とする。

２　市民に広く法律相談の機会を与えるため、法律相談を利用することができる回数は、同一の事案につき一人１回とする。ただし、同一人については、当該年度につき１回限りとする。

（実施場所）

第６条　法律相談は、本庁舎内において実施するものとする。

（実施日時）

第７条　法律相談を実施する日（以下「相談日」という。）及び時間は、原則として毎月第４金曜日の午前10時から午後３時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、相談日及び時間を臨時に変更することができる。

（申込み）

第８条　法律相談の利用を希望する者は、あらかじめ、相談日の前日までに、当該法律相談の受付担当課（以下「担当課」という。）に対して利用の申込みをしなければならない。ただし、相談日の前日が喜多方市の休日を定める条例（平成18年１月４日条例第２号）第１条第１項の規定に該当するときは、当該休日の前日までに申込みをしなければならない。

２　担当課の職員は、前項の規定による申込みを受けたときは、利用が可能な日時を指定した上、必要な事項を聴取して弁護士法律相談受付簿（様式第１号）に記録するものとする。

３　第１項の規定により申込みをした者（以下「相談者」という。）がやむを得ない理由により来庁することができないときは、相談者は、委任状（様式第２号）に必要事項を記入し、担当課に提出することにより、当該事案に関する相談内容を代理人に委任することができる。

４　市長は、相談者又はその家族等から申し出があった場合、その家族等を同席させることができる。この場合において、市長は、あらかじめ弁護士の了解を得るものとする。

５　相談者は、申込み後、当該法律相談に係る問題が解決したとき、又は申込みを行った日時に法律相談を利用できなくなったときは、直ちに担当課にその旨を連絡しなければならない。

　（当日受付）

第９条　相談者は、法律相談調書（様式第３号）に必要事項を記入し、担当課へ提出しなければならない。

（本人確認の方法）

第１０条相談者は、法律相談を利用するときは、本人であることを証するため、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。

⑴　個人番号カード、運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証、資格証明書若しくは身分証明書等で写真を貼り付けたもののうち、いずれか１以上の書類

⑵　国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（前号に掲げる書類を除く。）のうち、いずれか２以上の書類

　（申込みの取り消し）

第１１条　市長は、相談者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申込みを取り消すことができる。

⑴　要綱第８条第５項の規定によるとき

⑵　弁護士法（昭和24年６月10日号外法律第205号）第25条の規定により、弁護士が対応できないと判断したとき

⑶　その他市長が相当と認めたとき

（利用の制限）

第１２条　市長は、相談者について管理上支障があると認められるときは、法律相談の利用を制限することができる。

（費用）

第１３条　法律相談の相談者が負担する費用は、無料とする。

（個人情報の保護）

第１４条　弁護士及び担当課の職員は、法律相談を利用した者に係る個人情報の取扱いに関し、その者の権利及び利益を保護するため、特に配慮しなければならない。

（補足）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号



様式第２号

委任状

　令和　 年　　月　　日

　喜多方市長

**委任者（頼む方）**

住所：

　　ﾌﾘｶﾞﾅ

　　氏名：　　　　　　　　　　　電話番号：

　私は、下記の者を代理人として、令和　 年　 月　 日に実施される喜多方市弁護士無料法律相談会にて相談する権限を委任します。

記

**受任者（窓口に来庁される方）**※窓口で本人確認書類の提示が必要です。

住所：

　　ﾌﾘｶﾞﾅ

　　氏名：　　　　　　　　　　委任者（頼む方）との関係：

様式第３号